

宅地造成及び特定盛土等規制法に関する制度説明会での主な質問と回答

質問 1 許可に関する手続きの主な流れで許可申請前に工事の内容について、周辺地域の住民に対し、説明会等を行わなければならないとありますが、どの範囲までの住民に対し、工事の内容を周知したら良いでしょうか。

回答 1

住民への周知を行う範囲の考え方として、盛土等の規模や地形等から判断し、影響を受ける範囲が想定されるため、事前にご相談いただきたいと思います。市の考え方について示す予定ですが、参考に国の技術的助言を参考資料として添付します。

質問 2 工事面積に係わらず、盛土の高さによっては、許可が必要な場合があるようですが、許可が必要な行為か、どのように確認するのでしょうか。もし、建築確認申請で審査するとしても、盛土の高さがわかる図面は提出していません。

回答 2

事前協議書に添付する配置図に現況と設計の地盤高を記載していただき、盛土等の規模などを確認します。

質問 3 許可をした工事等について、旭川市のホームページにおいて所定の事項を公表するようですが、公表する内容を教えてください。

回答 3

公表する内容は、次の通りです。公表期間は、許可日から工事完了までを予定しています。

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の所在地
- ③ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ④ 工事の許可年月日（工事の届出年月日）及び許可番号
- ⑤ 工事施行者の氏名又は名称
- ⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

質問 4 盛土規制法の制度が開始される 4 月 1 日以降、一般住宅を建築する場合は、都市計画課に相談した方が良いでしょうか。

回答 4

一般住宅を建築する場合は、違反行為が生じないように事前協議が必要であると考えていますが、事業者の過度な負担にならないよう対応について検討します。

質問５ 工事完了後、土地所有者は定期的に盛土等の変状を確認するなど、適切な維持管理が求められるようですが、具体的な点検方法、点検周期の定めはありますか。

回答 5

具体的な点検方法及び点検周期の定めはありませんが、盛土等のひび割れ、不同沈下やのり面のふくらみ等危険な変化がないかどうかの定期的な点検に加えて、大雨等の災害のあとの臨時的な点検を行っていただくことが望ましいと考えられます。また、施工者においては、土地所有者から相談があった場合には対応をお願いします。

質問６ 一般住宅の内装リフォームや外構工事は、許可の対象ですか。

回答 6

盛土規制法は、土地の形質変更が規制の対象であり、一般住宅の内装リフォームは規制の対象ではありません。ただし、増築や外構工事で、土地の形質変更が生じる場合は規制の対象になります。

質問７ 道路から見える位置に土が堆積している場合がありますが、制度開始時点で既に堆積している盛土も許可の対象ですか。

回答 7

規制区域の指定前に堆積した既存の盛土についても、規制の対象になります。